

別添

総基一第66号
令和元年12月13日

青少年ネット利用環境整備協議会
会長 宍戸 常寿 殿

総務大臣 高市 早苗

大阪市女兒誘拐事件を踏まえた利用者への注意喚起について（要請）

平素から青少年フィルタリングの利用の推進をはじめ、青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

総務省では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）等に基づき、青少年が安心・安全にインターネット等を利用できるための様々な取組を関係府省庁や関係事業者・団体とともに進めています。

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用するようになってきました。

今般、SNSの不適切な利用等により、青少年が犯罪に巻き込まれる深刻な事案が発生したところです。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、SNS等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっています。

貴協会の加盟各社におかれましては、上記の趣旨を御理解いただき、自社のサービスの特徴に応じて、青少年の安心・安全なインターネット利用に向けた丁寧な周知や環境の整備等、必要な措置を講じていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上